公益財団法人長岡市芸術文化振興財団個人情報保護規程

財団法人長岡市芸術文化振興財団個人情報保護規程(平成11年4月11日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団(以下「財団」という。) が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類する物に記録されるもの又は記録されたものをいう。
 - (2) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。 (財団の責務)
- 第3条 理事長は、事務事業の実施に当たって個人情報の保管等をするときは、個人の基本的人権を侵害することのないよう適正な取扱いに努めるものとする。
- 2 理事長は、この規程の運用に際して、個人情報の保護に関する長岡市の施策の 趣旨を尊重しなければならない。

(保管等の一般的制限)

- 第4条 理事長は、個人情報の保管等をするときは、事務事業の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で行わなければならない。
- 2 理事長は、次に掲げる事項に関する個人情報の保管等をしてはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 人種及び不当な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項

(収集方法の制限)

- 第5条 理事長は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の内容及び利用 目的を明らかにし、当該個人情報の本人(以下「本人」という。)から直接収集 しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 本人以外の者から個人情報を収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

- (3) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(利用及び提供の制限)

- 第6条 理事長は、その保管している個人情報について、事務事業の目的以外の目的への利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は財団以外のものへの提供 (以下「外部提供」という。)をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 目的外利用又は外部提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき。
 - (4) 財団の内部において利用する場合で、財団の所掌する事務事業の遂行に必要で、かつ、個人の基本的人権を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (5) 国又は地方公共団体に提供する場合で、提供を受ける者の所掌する事務事業 の遂行に不可欠であって、かつ、個人の基本的人権を不当に侵害するおそれが ないと認められるとき。

(適正な維持管理)

- 第7条 理事長は、個人情報を取り扱う事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を常に正確かつ最新のものとするよう努めなければならない。
- 2 理事長は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、保管している個人情報が必要でなくなったときは、速やかに当該個人情報を廃棄し、又は消去しなければならない。

(受託者に対する措置)

第8条 理事長は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、受託者に対し、当該業務を行う場合における個人情報の漏えいの防止等個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じさせなければならない。

(開示の請求等)

- 第9条 何人も、理事長に対して、財団が保管している自己に関する個人情報の開 示を請求することができる。
- 2 理事長は、前項の請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するとき は、当該個人情報を開示しないものとする。

- (1) 開示しないことについて法令等に定めのあるもの
- (2) 個人の評価、判定、推薦、選考等に関するものであって、本人に知らせない ことが正当であると認められるもの
- (3) 調査、交渉、照会、争訟等に関するものであって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれ、又はその公正かつ円滑な執行を著しく妨げると認められるもの
- 3 理事長は、前項各号のいずれかに該当する個人情報であっても、期間の経過に より同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該個人情報を開示するも のとする。
- 4 理事長は、第1項の請求に係る個人情報が第2項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とからなる場合において、これらを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより開示の請求の趣旨が失われることがないと認めるときは、同項各号のいずれかに該当する情報を除いて開示するものとする。

(訂正の請求)

第10条 何人も、財団が保管している自己に関する個人情報に誤りがあると認める ときは、理事長に対し、当該個人情報の訂正を請求することができる。

(代理人による請求)

第11条 前2条に規定する自己に関する個人情報の開示又は訂正(以下「開示等」 という。)の請求は、本人に代わってその代理人においても、これを行うことが できる。

(請求の手続)

第12条 開示等の請求をしようとする者は、理事長に対して、本人又はその代理人であることを明らかにして、自己情報開示等請求書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(請求に対する決定等)

- 第13条 理事長は、開示等の請求があったときは、当該請求があった日から起算して15日以内(ただし、期間の末日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、長岡リリックホール及び長岡市立劇場の休館日並びに1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの期間の日に当たるときは、その翌日を期間の末日とする。)に、開示等の可否を決定しなければならない。
- 2 理事長は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を自己情報開示 等可否決定通知書(別記第2号様式)により、開示等の請求をした者に通知しな ければならない。

- 3 理事長は、開示等をしない決定(個人情報の一部を開示しないこととする決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。
- 4 理事長は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、 理事長は、速やかに当該延長の理由及び決定を開示等の請求をした者に通知しなければならない。

(決定後の手続)

- 第14条 理事長は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨を決定したときは、速やかに請求者に対して当該個人情報の開示をしなければならない。
- 2 個人情報の開示は、当該個人情報の閲覧若しくは視聴又は写しの交付により行 うものとする。ただし、理事長は、当該個人情報が汚損され、又は破損されるお それがあるときその他相当の理由があると認めるときは、当該個人情報を複写(磁 気テープ等からの出力、採録等を含む。)したものを閲覧若しくは視聴に供し、 又はその写しを交付することができる。
- 3 理事長は、前条第1項の規定により個人情報を訂正する旨を決定したときは、 速やかに当該個人情報の訂正をしなければならない。この場合において、理事長 は、その旨を自己情報訂正通知書(別記第3号様式)により、本人又はその代理 人に通知しなければならない。

(費用負担)

第15条 個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。